

年金制度の一元化、最低賃金の改正について

送信枚数 本紙含み 1 枚



平素は当協会の運営にご協力を賜り、誠にありがとうございます。
 年金制度の一元化のための法律「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」が8月10日に成立しましたので、簡単にそのポイントを掲載致します。
 また、9～10月にかけて全国31の都道府県で最低賃金が引き上げられますので、その情報も併せて記載しております。ご確認ください。

① 被用者年金制度の一元化について

主要な項目

- (1) 公務員、及び私学の教職員も、厚生年金に加入することとし、いわゆる年金の2階建て部分は厚生年金に統一する。
- (2) 共済年金と厚生年金との制度的な差異は、基本的に厚生年金に揃えて解消する。
- (3) 共済年金の1, 2階部分(報酬比例部分と職域加算部分)の保険料を引き上げ、厚生年金の保険料率(上限18.3%)に統一する。
- (4) 厚生年金事業の実施にあたっては、効率的な事務処理を行う観点から、共済組合や私学事業団を活用する。
- (5) 共済年金にある公的年金としての3階部分(職域部分)は廃止するが、廃止後の新たな年金について平成24年中に検討を行い、別に法律で定めるところにより必要な措置を講ずる。

施行期日 … 平成27年10月から

② 最低賃金の引き上げについて

…9月末から10月にかけて、全国31の都道府県で最低賃金の引き上げが行われます。

【参考：関西の変更額と変更時期】

- 滋賀県 … 時間額716円(平成24年10月6日から) ※従前額は709円
- 大阪府 … 時間額800円(平成24年9月30日から) ※従前額は786円
- 兵庫県 … 時間額749円(平成24年10月1日から) ※従前額は739円
- 奈良県 … 時間額699円(平成24年10月6日から) ※従前額は693円
- 和歌山県 … 時間額690円(平成24年10月1日から) ※従前額は685円

(※京都は変更なし。時間額751円)

御社の業務PR・販路拡大・仕事のネットワーク作りにご活用ください
 「労務協会通信」と一緒に会員(現在約260社)へ向けて御社のPR文章をFAX致します。
 また、御社からDM等を郵送・FAXする際にご利用いただける組合員名簿の提供を行っています。

お問い合わせ
 お申し込みは
 労務協会担当者まで!